

市民相談貢献者褒賞要領

1 目的

この要領は、千葉市が行う各種相談業務に多大な貢献のあった者を褒章することによって市民相談の充実を図り、市民生活向上の一助とすることを目的とする。

2 対象及び褒賞基準

(1) 対象

総合政策局市長公室広報広聴課が行う各種相談業務に無償で協力している団体に所属している者

(2) 褒賞基準

相談員として、過去3年間にわたり相談業務に終始熱意をもってあたり、かつ所属する団体等から該当者として推薦のあった者とする。

ただし、原則として1回につき1団体5人以内とする。

3 褒賞の方法

褒賞は、感謝状の贈呈により行うものとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。